

「竹中土木優良職長認定制度（竹中土木マイスター制度）」規約

株式会社竹中土木（以下「竹中土木」という。）は、本規約に基づき「竹中土木優良職長認定制度（竹中土木マイスター制度）」（以下「本制度」という。）において、竹栄会に所属する協力会社（以下「推薦会社」という。）の職長を優良職長として認定する。

（目的）

第1条 本制度は、卓越した技術を有し、かつ、他の施工従事者の模範となり、竹中土木の作業所運営に貢献する職長を優良職長として認定することにより、職長の技能向上及び若手技能者の育成・技術の伝承等を促し、竹中土木の作業所における安全・品質の確保及び生産性の向上を図るとともに、竹中土木と協力会社の発展に寄与することを目的とする。

（優良職長）

第2条 優良職長とは、推薦会社における役員又は社員で、本規約に定められた要件を満たすことを竹中土木が認定した職長をいう。

（対象職種）

第3条 優良職長の対象職種は、全職種とする。ただし、運転手等の直接施工に従事しない職種は対象としない。

（優良職長の区分及び認定要件）

第4条 優良職長は、シニアマイスター及びマイスターに区分する。各区分の認定要件は次のとおりとし、竹中土木において、技術・生産本部長の決裁を受けた職長を優良職長として認定する。

1. シニアマイスター

マイスターとして3年経過した後、顕著な貢献をしたと当社が認めた者とする。

2. マイスター

（1）必須要件

- ① 推薦会社における役員又は社員
- ② 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録者
- ③ 作業所長の推薦する技能及び職長としての指揮がともに優秀であり、当社の生産活動に多大な貢献をしたと認められる者

（2）上記に加え、下記資格のいずれかに準ずる者

- ① 登録基幹技能者資格を有する者
- ② 10年以上の実務経験および3年以上の職長経験を有する者
- ③ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の技能レベル3以上の者

(シニアマイスターの候補者選出及び選定)

第5条 推薦会社は、第4条1. を満たす職長から、随時新たに認定するシニアマイスター候補者を選出し、作業所長の同意を得たのち、作業所経由で各本支店工事に推薦書を提出する。

(2) 竹中土木は、前第1項により推薦会社から提出された推薦書の内容を審査の上、シニアマイスターを選定する。

(マイスターの候補者選出及び選定)

第6条 推薦会社は、第4条2. の各号を満たす職長から、随時新たに認定するマイスター候補者を選出し、作業所長の同意を得たのち、作業所経由で各本支店工事に推薦書を提出する。

(2) 竹中土木は、前第1項により推薦会社から提出された推薦書の内容を審査の上、マイスターを選定する。

(優良職長の認定及び認定期間)

第7条 竹中土木は、第5条第2項及び第6条第2項により、優良職長を新たに認定するときは、技術・生産本部において当該職長を優良職長に認定し、認定証及び認識証（ステッカー）を授与する。

(2) 前第1項により優良職長として認定される期間は、認定された年以降、3年経過した後に開催される審査会までとする。

(優良職長の再認定)

第8条 竹中土木は、優良職長が認定された年以降、3年経過した後に開催される審査会において第19条第1項及び第20条第1項の各号の事由に該当しないことを審査の上で当該優良職長を再認定し、推薦会社を経由して当該優良職長に通知するとともに、認定証及び認識証（ステッカー）を授与する。

(報奨金)

第9条 竹中土木は、第7条第1項により認定した優良職長並びに第8条により再認定した優良職長に対し、報奨金を第10条の方法により支給する。

(2) 竹中土木は、前第1項の定めに関わらず、第19条第1項の各号いずれかに該当した優良職長には、第19条第2項の措置をとることを決定した日以降の報奨金を支給しない。

(3) 竹中土木は、第4条に示す優良職長区分及び稼働日数に応じて支払う報奨金を次のとおりとする。

1. シニアマイスター

3,000円／日

2. マイスター

2,000円／日

(4) 前第3項の報奨金は第24条により変更される場合がある。

(報奨金の支給方法)

第10条 竹中土木は、推薦会社を経由して、第9条第1項に定める報奨金を毎月優良職長へ支給する。

(優良職長への支給)

第11条 推薦会社は、第10条により竹中土木から報奨金を受領後、直ちに優良職長に報奨金を支給するものとする。

(2) 推薦会社は、優良職長への報奨金授与を証する書類等の写しを保管し、竹中土木から請求があった場合、速やかに保管された書類等を提出する。

(報奨金の請求)

第12条 推薦会社は竹中土木の作業所ごとに、各優良職長につき、毎月、前月21日から当月20日までの期間に就業した実績をもとに、所定の請求書を工事費の請求書とあわせて作業所に提出し、請求書ごとの勤務データを安全部に通知する。

(推薦会社の義務等)

第13条 推薦会社は、本規約の内容を遵守するとともに、本制度の運営に協力しなければならない。また、職長が優良職長の認定を受けるにあたり、推薦する優良職長に対し、あらかじめ本規約内容を説明の上、内容を遵守する旨の同意を得なければならない。

(2) 推薦会社は、竹中土木に提出する情報に誤りがないか十分に確認するとともに、提出した情報に変更等が生じた場合には、遅滞なく竹中土木に書面にて通知しなければならない。また、推薦会社は、竹中土木に提出した書面、優良職長への報奨金授与を証する書類等の写しを保管しなければならない。

(3) 推薦会社は、優良職長との間で本制度について紛争等が生じた場合、直ちに竹中土木に報告を行い、推薦会社の責任及び負担をもって、その解決にあたらなければならない。

(優良職長の義務等)

第15条 優良職長は、本規約の内容を遵守するとともに、認定時に講習を受講し、施工技術の習得・向上において他の施工従事者の模範となり、竹中土木の作業所運営に貢献するよう努めなければならない。

(2) 優良職長は、推薦会社が竹中土木に提出した情報に変更等が生じた場合、遅滞なく推薦会社に通知しなければならない。

(3) 優良職長は、竹中土木の作業所において施工に係わる場合、竹中土木から授与された認識証(ステッカー)を所定の位置に貼付しなければならない。また、認識証(ステッカー)が更新された場合、直ちに、更新された認識証(ステッカー)に貼り替えなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第16条 竹中土木は、本制度の運営において知り得た推薦会社及び優良職長（優良職長候補者を含む。）に係わる情報（個人情報を含む。）の用途を本制度の運営、作業所管理に限定し、利用・保管することができる。

(秘密保持)

第17条 推薦会社及び優良職長は、本制度に係わる情報及び本制度に関して知り得た竹中土木又は関係者の技術上、営業上の一切の機密情報及び個人情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

(禁止行為)

第18条 推薦会社及び優良職長は、次の各号の行為をしてはならない。

1. 竹中土木に提出する書類等に虚偽の記載をする行為。
2. 他人のプライバシー等を不正に侵害、名誉を毀損又は誹謗中傷する行為。
3. 第17条の秘密を開示又は漏洩する行為。
4. 竹中土木が授与した認定証及び認識票を不正に利用・処分する行為。
5. 制度運営において著しく不適切と判断される行為。
6. その他、本規約に違反する行為。

(認定の取消し)

第19条 竹中土木は、次の各号のいずれかに該当する場合、優良職長の認定を取り消すものとする。

1. 優良職長が死亡したとき。（注1）
2. 優良職長に破産手続開始若しくは再生手続開始等の申立てがあったとき、仮差押命令、差押命令又は競売の申立てがあったとき、又は、公租公課の滞納処分を受けたとき。
3. 優良職長が所属する会社を退職したとき。
4. 推薦会社が優良職長の推薦を取り消したとき、又は、優良職長が認定を辞退したとき。
（注1）
5. マイスターで、第4条の要件を一つでも満たしていないとき。
6. 優良職長本人又は配下の作業員に起因する重大災害又は重大な品質事故、不正問題等が発生したとき。
7. 優良職長が本規約に違反したとき。
8. その他、優良職長が他の施工従事者の模範として相当でないと各本支店工事部長が判断し、技術・生産本部長が承認をしたとき。（注1）

(2) 竹中土木は、優良職長が前第1項第6号及び第7号に該当する場合、事実確認・原因調査等の結果を勘案し、次の1. または2. のいずれかの措置をとる場合がある。

1. 認定の一時停止並びに報奨金の授与停止（注2）

2. 報奨金の授与停止

(3) 前第1項により優良職長の認定が取り消された場合、優良職長は認定証及び認識証（ステッカー）を竹中土木に直ちに返却するとともに、以降、優良職長と誤解される行為をしてはならない。また、以降1年間は再申請を行うことはできない。

(注1) 前第1項第1号及び第4号、第8号により認定を取り消す場合で、直近の報奨金の支給について各本支店の工事部長が許可し、技術・生産本部長が承認した場合、その支給を可とする。

(注2) 認定の一時停止期間は事由の発生から1年間とし、その期間は認識証（ステッカー）を掲示してはならず、一時停止期間を迎えるまでに認定証及び認識証（ステッカー）を竹中土木に返却しなければならない。なお、認定の一時停止期間の稼働日数については、報奨金の支給対象としない。竹中土木は、一時停止期間満了後に認定証及び認識証（ステッカー）を優良職長へ授与するものとする。

第20条 竹中土木は、優良職長の所属する推薦会社が次の各号のいずれかに該当する場合、優良職長の認定を取り消すことができる。

1. 資金不足等により手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 2. 仮差押命令、差押命令又は競売の申立てがあったとき、若しくは、公租公課の滞納処分を受けたとき。
 3. 支払停止を受けたとき。
 4. 破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始等の申立てを受けたとき。
 5. 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき。
 6. 竹中土木との協力会社取引基本契約が解除されたとき。
 7. 推薦会社がCCUSに係わる事業者登録を取り消されたとき。
 8. 本規約に違反したとき。
- (2) 前第1項により優良職長の認定が取り消された場合、優良職長は認定証及び認識証（ステッカー）を竹中土木に直ちに返却するとともに、以降、優良職長と誤解される行為をしてはならない。

（報奨金授与の特則）

第21条 竹中土木が推薦会社へ報奨金を支払った後に発生した報奨金に係わる紛争は、推薦会社及び優良職長間にて解決するものとし、優良職長は竹中土木に対して、直接に報奨金の支払いを請求することはできない。

(2) 前第1項に関わらず、推薦会社が第20条第1項の各号のいずれかに該当した場合で、竹中土木が推薦会社へ報奨金を支払済で、かつ、推薦会社が優良職長へ支払っておらず、竹中土木に請求があったとき、推薦会社は竹中土木へ直ちに報奨金全額を返還しなければならない。推薦会社から竹中土木へ当該報奨金全額の返還があった場合に限り、竹中土木は優良職長へこれを直接授与する。

(権利義務の譲渡禁止)

第22条 推薦会社及び優良職長は、本制度に係わる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継又は担保に供してはならない。

(本制度の廃止)

第23条 竹中土木は、社会・経済動向、施工体制の変化等によって本制度の有用性が低下したと判断した場合、又は、竹中土木の方針に変更が生じた場合、推薦会社に対し事前に通知の上、本制度を廃止することができる。推薦会社は竹中土木から通知を受けた場合には、直ちに優良職長に通知する。

(本規約の改定)

第24条 竹中土木は、社会・経済動向、施工体制の変化又は本制度の運用状況等により、本規約の改定が必要と判断した場合、本規約を改定することができる。推薦会社は、竹中土木から通知を受けた場合、直ちに優良職長に通知する。また、竹中土木は、改定した本規約を推薦会社に配付し、改定内容を周知する。

以 上